

東広島市地域脱炭素化の実現に向けた事業提案者募集 に係る企画提案書作成要領

本件に係る公募の企画提案書の提出に当たっては、「東広島市地域脱炭素化の実現に向けた事業提案者募集要項」及び本要領を遵守すること。

1 提出書類

企画提案に係る提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・(様式2)

2 企画提案書の記載要領

- (1) 企画提案書(様式2)

- ア 連携協定内容を実施するうえで必要な考え方、重要な事項、手順等を提案すること。
- イ 文字の大きさは、10ポイント以上とすること。
- ウ 記述は原則、文書によること。文書を補うために視覚的表現が必要な場合は、イラスト、イメージ図、ダイヤグラム、パターン図等を用いてもよい。
- エ 公募提出者が特定できる記述(会社名、住所、ロゴマーク、社章等)をしないこととし、提出者名については「当社」と記載すること。
- オ 横向きでも縦向きでもよいが、A4判若しくはA3判横書きとすること。
- カ 任意様式の提出鑑文を最上部に1枚添付(代表者印を押印)すること。

(参考) 企画提案書の構成例

以下は、提案書の記載内容を整理するための構成例であり、必須ではない

- ① 地域課題の理解と背景
- ② 提案する事業の概要と目的
- ③ 実施体制・連携方法(市・HSE・事業者の役割分担)
- ④ 類似事業の実績・専門性
- ⑤ 地域への波及効果・持続可能性

3 提出部数

- (1) 企画提案資料(様式2) 7部

企画提案資料は、全て片面印刷(A4判若しくはA3判に統一)とし、一式を左上ホチキス止めとすること。

4 「地域脱炭素化の実現に向けた事業」について

別紙募集要項のとおり、現時点で想定している「地域脱炭素化の実現に向けた事業」を示す。ただし、あくまで参考であり、企画提案の内容を制限するものではない。

5 留意事項

- (1) 要求された内容以外の書類及び図面等については、受理しない。
- (2) 虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした者に対して指名除外措置を行うことがある。
- (3) 企画提案書等の内容は、提案者が自ら実現できる範囲内で記載すること。
- (4) 企画提案書等に記載された内容について、その実現に必要となる追加費用及び別途費用は、全て受注者の負担となるため、実施要領の内容を十分に理解した上で提案すること。